

「経営継承・発展等支援事業」実施に関する交付規則（令和3年4月12日 一般社団法人全国農業会議所 制定）

新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1～第8 （略）</p> <p>（別記1） 第1～第8 （略） 第9 補助金の交付 本事業による補助事業者への補助金の交付は、以下の手続により行うこととし、原則として、本事業終了後の精算払（後払いによる実績精算）とします。 （1）補助事業者は、助成対象者から提出された取組完了報告書（別記1－様式第8号）について審査した上で、事業実施年度の<u>3月25日（金）</u>又は事業完了の日から起算して1月を経過した日のいずれか早い期日までに、本会へ事業実績報告書（別記1－様式第16号）を提出するものとします。 （2） （略） 第10～第12 （略）</p> <p>（別記1－別表1）～（別記1－別表2） （略）</p> <p>（別記1－様式第1号）～（別記1－様式第18号） （略）</p> <p>（参考資料）・（参考例） （略）</p>	<p>第1～第8 （略）</p> <p>（別記1） 第1～第8 （略） 第9 補助金の交付 本事業による補助事業者への補助金の交付は、以下の手続により行うこととし、原則として、本事業終了後の精算払（後払いによる実績精算）とします。 （1）補助事業者は、助成対象者から提出された取組完了報告書（別記1－様式第8号）について審査した上で、事業実施年度の<u>3月10日（木）</u>又は事業完了の日から起算して1月を経過した日のいずれか早い期日までに、本会へ事業実績報告書（別記1－様式第16号）を提出するものとします。 （2） （略） 第10～第12 （略）</p> <p>（別記1－別表1）～（別記1－別表2） （略）</p> <p>（別記1－様式第1号）～（別記1－様式第18号） （略）</p> <p>（参考資料）・（参考例） （略）</p>
<p>（別記2） 人・農地プラン実質化推進支援事業 第1～第6 （略） 第7 事業実施計画の承認申請等 1 （略） 2 事業実施期間 事業実施期間は、原則、交付決定日から令和4年<u>3月31日（木）</u>までとします。 ただし、交付対象者は、地域の実情等のやむを得ない事情により当該交付の決定を受ける前に本事業に着手をする必要がある場合は、実施要綱第5の2の（3）により事業実施計画の承認後、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記2－様式4号）を本会に提出することができるものとします。 なお、交付対象者は、当該交付の決定を受ける前に本事業に着手をする場合は、</p>	<p>（別記2） 人・農地プラン実質化推進支援事業 第1～第6 （略） 第7 事業実施計画の承認申請等 1 （略） 2 事業実施期間 事業実施期間は、原則、交付決定日から令和4年<u>2月28日（月）</u>までとします。 ただし、交付対象者は、地域の実情等のやむを得ない事情により当該交付の決定を受ける前に本事業に着手をする必要がある場合は、実施要綱第5の2の（3）により事業実施計画の承認後、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記2－様式4号）を本会に提出することができるものとします。 なお、交付対象者は、当該交付の決定を受ける前に本事業に着手をする場合は、補</p>

補助金の交付を受けることが確実となつてから着手をすることとし、当該交付の決定を受けるまでの期間内に行った本事業について天災地変等のあらゆる事由によって生じた損失等は、自らの責任とすることを了知の上、行うものとします。本会は、当該交付の決定を受ける前においても、交付対象者に必要な指導を十分に行い、事業が適正に行われるようにします。

3～4 (略)

第8 事業の実施

1～4 (略)

5 取組の完了

交付対象者は、補助金に係る取組を完了したときは、実施要綱別記2の第5の5に基づき、事業完了報告書(別記2-様式第2号または第3号)を作成の上、令和4年3月31日(木)又は事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日のいずれか早い期日までに事業完了報告(実施要綱別記2-別紙様式6号)を本会へ提出するものとします。

6 (略)

第9 補助金の交付

本事業による交付対象者への補助金の交付は、以下の手続により行うこととし、原則として、本事業終了後の精算払(後払いによる実績精算)とします。

(1) 交付対象者は、原則、令和4年3月25日(金)又は事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(別記2-様式第8号)を作成し、領収書等の写しを添付して、本会に提出してください。

(2) (略)

第10 (略)

(別記2-様式第1号)～(別記2-様式第9号) (略)

助金の交付を受けることが確実となつてから着手をすることとし、当該交付の決定を受けるまでの期間内に行った本事業について天災地変等のあらゆる事由によって生じた損失等は、自らの責任とすることを了知の上、行うものとします。本会は、当該交付の決定を受ける前においても、交付対象者に必要な指導を十分に行い、事業が適正に行われるようにします。

3～4 (略)

第8 事業の実施

1～4 (略)

5 取組の完了

交付対象者は、補助金に係る取組を完了したときは、実施要綱別記2の第5の5に基づき、事業完了報告書(別記2-様式第2号または第3号)を作成の上、本会が別に指定した日までに事業完了報告書を本会へ提出するものとします。

6 (略)

第9 補助金の交付

本事業による交付対象者への補助金の交付は、以下の手続により行うこととし、原則として、本事業終了後の精算払(後払いによる実績精算)とします。

(1) 交付対象者は、令和4年2月28日(月)又は事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(別記2-様式第8号)を作成し、領収書等の写しを添付して、本会に提出してください。

(2) (略)

第10 (略)

(別記2-様式第1号)～(別記2-様式第9号) (略)